

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年5月7日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市都市局市街地整備部住宅課調整係
(電話：011-211-2806、FAX：011-218-5144)

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和8年度 札幌市マンションアドバイザー派遣業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月19日まで
- (4) 入札方法 予定総価で行う。契約の際は、アドバイザー派遣1回当たりの単価に派遣回数に乗じた額に申請受付及び報告書作成等に係る事務費を加算した額とするため、入札金額の算出基礎として、入札書に契約希望単価の110分の100に相当する積算内訳を記載した別表を添付すること。(入札書及び別表はホチキスで2箇所を綴じ、つなぎ目に入札者(入札代理者)の印で契印を押すこと。)なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和8~11年度の札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日付財政局理事決裁。)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 業務を担当する事業所(本店・支店等)が札幌市内にあること。
- (7) 業務を担当する事業所(本店・支店等)に、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)に基づく登録を受けたマンション管理士が複数名所属しており、別添の仕様書の4(6)派遣体制についての条件を満たす者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和8年5月21日（木）15時00分（送付による場合は必着）
- (3) 開札の日時及び場所
入札終了後直ちに札幌市役所本庁舎7階都市局住宅課打ち合わせスペースにて行う。
- (4) 入札書の提出方法
別紙の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
 - (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 最低制限価格の設定 無
 - (6) 落札者の決定方法等
ア 落札者の決定
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。
イ 入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。
落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。
なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。
ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い
上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (7) 詳細は入札説明書による。